

中国における詐称通用に関する法律規定

天達共和法律事務所

陳茜



天達共和法律事務所は1993年に設立された天達法律事務所と1995年に設立された共和法律事務所が2014年に合併した事務所である。所属弁護士、弁理士は数百名におよぶ総合法律事務所である。陳茜氏は司法試験に合格、2013年7月から同事務所に在籍している。商標、職務発明、技術輸出入、税関保護等の業務を担当している。

中国において詐称通用に適用される法律としては、商標法、不正競争防止法および消費者権益保護法が挙げられる。商標権者の同意を得ることなく、商標権者が商品に付した登録商標を他人が抹消または変更し、その商品を流通販売する行為は、商標権者の権利を侵害する行為であり、また、特に周知商品に対する当該行為は、消費者の誤解を招き消費者の利益を損ねる行為であるため、不正競争防止法や消費者権益保護法に違反する行為と見なされる。

■ 詐称通用の定義

詐称通用という概念はアメリカから発展したもので、一般的には「パッシング・オフ (PASSING-OFF)」と呼ばれ、他人の商品と偽って販売をする行為を指す。

このような行為は商標権者の権利を侵害するとともに、消費者の利益を損ねる行為である。

■ 適用される法律規定

中国商標法第57条第5項に規定する行為、すなわち、商標登録者の同意を得ず、その登録商標を変更し、かつ商標を変更された後の商品を市場に流通させる行為は詐称通用に該当する。当該行為は商標権を侵害し、商標権者はその規定に基づき権利を保護することができる。

中国不正競争防止法には、詐称通用に適用される規定、および詐称通用による損害に対する責任を定める規定がある。(反不正当竞争法 第5条)

中国消費者権益保護法は、消費者が自ら購入、使用する商品または受けるサービスの正しい情報を知る権利を有し、経営者は商品およびサービスの正しい情報を消費者に提供すべきと規定している。これら規定によれば、詐称通用は消費者権益保護法に違反する行為である。(消費者権益保護法 第8条および第16条)

■ 詐称通用と商標権侵害

詐称通用は商標権侵害に該当する。登録商標には2つの権利が含まれる。一つは、商標権者とそのライセンシーが指定商品・役務にて登録商標を使用する権利である。もう一つは、商標権者が、他人が同一または類似する商品・役務に同一または類似する商標を使用することを禁止する権利である。商標権者が指定商品に付した商標を他人が抹消または変更する行為は上記2つの権利を侵害し、商標権侵害行為に該当する。

商標法に基づき、詐称通用が商標権侵害に該当するには、次の要件を充足する必要がある。

- (1) 商標権者の同意を得ていないこと
- (2) 商標権者の登録商標の変更
- (3) 変更した商品の流通

これら3つの要件を充足しない限り、商標権侵害と認めることは難しいと思われる。

■ 詐称通用と不正競争行為

中国不正競争防止法の規定により、事業者は広告やその他の方法を用いて、商品の品質、生産者、産地などについて消費者に誤解を招く虚偽の宣伝を行ってはならない。商標権者の商品に付された商標を抹消し、自分の商標または虚偽の商標を付ける、またはノーブランド状態で販売する行為は消費者の誤解を招くため、不正競争行為に該当する。

不正競争防止法に基づき、詐称通用の要素は次の3つ（周知性、混同、故意）である。

- (1) 周知商品の特有な名称、包装、デザインを使用すること -周知性
- (2) (1)で述べた行為を含み、消費者の誤認を招き、他人の商品と混同させること
-混同
- (3) 故意であること -故意

なお、(1)について、周知商品とは中国国内の一定の区域（中国全土でなくて良い）において関連公衆に知られている商品である。これら要件が充足されると、不正競争防止法に基づき法的責任を追及することができる。

■ 参考情報

- ・ 中国商標法 第57条
- ・ 中国不正競争防止法 第5条
- ・ 中国消費者権益保護法 第8条、第16条

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)